

「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和5年度版）」を公表します

本市では、令和5年度における川崎市自殺対策総合推進計画（以下「計画」という。）の進捗状況について、川崎市自殺対策の推進に関する報告書（以下「報告書」という。）として取りまとめました。

本市では、平成25年12月に川崎市議会において制定された「川崎市自殺対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、平成27年3月に第1次計画を策定しました。平成30年3月に第2次計画、令和3年3月に第3次計画、令和6年3月に第4次計画を策定し、庁内外の関係機関・団体の多岐にわたる取組が実施され、自殺総合対策を推進しています。

報告書は、条例に基づき毎年取りまとめており、令和5年度は第3次計画の最終年度であるため、第3次計画期間である令和3年度～令和5年度の総括を作成しました。第3次計画期間においては、新型コロナウイルス感染症流行等による社会状況の変化により様々な影響を受けつつも、PDCAサイクルを実践し、継続性をもって総合的な自殺対策を推進できたとしています。

1 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和5年度版）」の構成

第1章 川崎市における自殺の概要

第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

第3章 令和5年度の自殺対策の実施状況

第4章 第3次川崎市自殺対策総合推進計画の総括

2 公表方法

令和6年11月21日（木）から、川崎市ホームページに掲載いたします。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/prs/350/0000170868.html>

3 報告書の特徴及び内容

- （1） 本報告書は、条例に基づき、議会への提出及び公表が定められています。また、外部の専門家を含む「川崎市自殺対策評価委員会」等の意見をもとに作成をしています。
- （2） 自殺対策に係る体系的な報告書として、計画の数値目標（定量的目標）の達成状況に限らず、計画の進捗状況等について数値だけでは表せない側面（定性的目標）からも評価を行っています。
- （3） 定量的な目標については、達成には至りませんでした。背景には新型コロナウイルス感染症流行等による社会状況の変化が一因と考察し、今後も統計分析等を通じ、検証に取り組んでいきます。
- （4） 定性的な目標については、庁内外の多岐にわたる取組を実施し、地域に応じた総合的な対策の推進が図られていることから、目標を達成しています。
- （5） 第3次計画の総括として、目標の達成状況に加えて、新型コロナウイルス感染症による取組への影響についてもまとめています。

問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 大町

電話 044-200-2430

川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課 塚田

電話 044-223-6658